12.8GHzから12.95GHzまで	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１Ｗ以下	
	関東総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１Ｗ以下	
	信越総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１Ｗ以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	東海総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１Ｗ以下	
	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１Ｗ以下	山口県の区域を除く。
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
15.5GHzから15.6GHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１Ｗ以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	山口県の区域を除く。
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	福岡県、佐賀県及び長崎県の区域を除く。
28.2GHzから29.1GHzまで	北海道総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 秋田県秋田市及び南秋田郡大潟村の区域は屋内での使用に限る。
	関東総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 栃木県栃木市、千葉県白井市、東京都文京区本郷七丁目、江東区青海二丁目、江東区新木場二丁目、八王子市、府中市、調布市、小平市、日野市及び国分寺市並びに神奈川県横浜市鶴見区矢向一丁目、川崎市中原区及び厚木市の区域は屋内での使用に限る。
	信越総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 富山県高岡市及び南砺市の区域は屋内での使用に限る。
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 愛知県名古屋市西区及び三重県津市の区域は屋内での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 鳥取県境港市の区域は屋内での使用に限る。
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 徳島県徳島市並びに愛媛県松山市及び今治市の区域は屋内での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 宮崎県延岡市の区域は屋内での使用に限る。
	沖縄総合通信事務所管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。
31.05GHzから31.2GHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１Ｗ以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
32.05GHzから33.25GHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１Ｗ以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
45.5GHzから47GHzまで	東北総合通信局管内	令和８年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、５Ｗ以下に限る。
47.2GHzから49.8GHzまで	関東総合通信局管内	令和９年６月30日まで	1500W以下	空中線電力は、５Ｗ以下に限る。
48.4GHzから48.7GHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、５Ｗ以下に限る。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
49.3GHzから49.8GHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、0.1W以下に限る。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	